

四半期会計基準等の改正 コメント対応 スケジュール（案）

2011年3月末までに公表することを目標に以下のスケジュールで対応

日程	委員会
2/3	コメント紹介
2/17	対応方針・文案の検討
3/3	対応方針・文案の検討
3/17	公表議決(予定)

追加論点

（論点）

年度内及び年度間で開示を変更する場合の取扱い

- 四半期会計期間（３か月）の「四半期(連結)損益及び包括利益計算書」又は「四半期(連結)損益計算書」及び「四半期包括利益計算書」（以下、四半期損益計算書等）
- 第１四半期と第３四半期の「四半期（連結）キャッシュ・フロー計算書」（以下、「四半期キャッシュ・フロー計算書」）

	B/S	P/L (累計)	P/L (３か月)	C/F
第１四半期				
第２四半期				
第３四半期				

強制開示 任意開示又は一定の注記を条件として省略可

（公開草案に寄せられたコメント）：日本公認会計士協会

- 四半期キャッシュ・フロー計算書の省略可能規定及び四半期会計期間の開示可能規定の適用については、同一年度内で首尾一貫性が保持されるべきことを各々の項又は結論の背景として明記することが必要である。

また、開示の継続性の観点から、当該四半期キャッシュ・フロー計算書の省略可能規定及び四半期会計期間の開示可能規定の適用について、当期において変更した場合（適用から非適用又は非適用から適用）の取扱いを明らかにすべきである。

（理由）

年度内での情報は、比較可能性の観点から首尾一貫性が保持されるべきであり、認容規定についても年度内の首尾一貫性が求められるものと考えられるためである。

また、上記の年度内の変更についての手当てに加え、年度間での継続性についての取扱いについても明らかにすべきであると考えられるためである。

なお、同様の趣旨のコメントは、ほかにも４件寄せられている。

(検討の方向性)

- 今回、第 1 四半期及び第 3 四半期の四半期キャッシュ・フロー計算書示を一定の注記を条件として省略することができるとした趣旨や四半期会計期間（3 か月）の四半期損益計算書等の開示を任意開示とする趣旨を踏まえると、任意の開示項目の開示・非開示の選択は、基本的には企業の判断に任せることでどうか。
- また、第 1 四半期及び第 3 四半期の四半期キャッシュ・フロー計算書や四半期会計期間（3 か月）の四半期損益計算書等の開示を変更した場合(例えば、開示 非開示、非開示 開示)は、広義に解釈すると「表示方法の変更」に該当すると考えられるが、省略又は任意開示とする趣旨を踏まえて、具体的な対応を検討することでどうか。

具体的な検討事項

- 年度内において継続性（首尾一貫性）を求めるかどうか

(例)第 1 四半期に四半期キャッシュ・フロー計算書を開示した場合、第 3 四半期も四半期キャッシュ・フロー計算書の開示を求めるか。

開示の継続性(首尾一貫性)を確保することでどうか。

(理由)

開示が同一会計年度の四半期ごとで変わることは好ましくないと考えられることから、年度内においては一定の規律を求めることが適当である。

なお、会計方針を変更する場合に、年度内での会計処理の首尾一貫性を求めていることとも整合する。

- 年度間において継続性を求めるかどうか

(例)四半期会計基準の改正を機に四半期会計期間（3 か月）の四半期損益計算書等の開示を行っていなかった場合に、その後の年度においても継続性を求めるか。

年度間の継続性は求めないことにしてはどうか。

(理由)

任意の開示項目の開示・非開示の選択は、基本的には企業の判断に任せることとする趣旨を踏まえると、年度間での継続性まで求める必要はないと考えられる。

- 前年度に開示していないものを当期に開示する場合、比較情報として前期の情報の開示を求めるかどうか

(例)前第 1 四半期では四半期会計期間（3 か月）の四半期損益計算書等の開示を行っていなかったが、当第 1 四半期から四半期会計期間（3 か月）の四半期損益計算書等の開示を行うこととした場合に、比較情報として前第 1 四半期の四半期会計期間

（３か月）の四半期損益計算書等の開示を求めるかどうか。

（１案）比較情報の開示は求めない

（理由）

前年度に四半期報告書で開示されていないため、あえて開示を求める必要はない。

（２案）比較情報の開示は任意とする

（理由）

財務諸表利用者への有用な投資情報の提供であり、比較情報の開示を任意に行うことを拒むことは適当ではないと考えられる。

\* なお、前年度に開示していたものを当期に開示しなくなった場合、前期に開示され情報のみの開示は、比較情報の性格を有さないことから求めないことでどうか。

以上